

明治中期教育界における道徳論議の展開

— 修身教授不振論と教育勅語の時代不適合性に関する議論をめぐって —

高瀬 幸恵

はじめに

1890年10月30日、「教育ニ関スル勅語」（以下、教育勅語と表記する）が発布された。翌日、文部省は各府県対して「管内公私立学校」に謄本を交付し、「聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムヘシ」との訓令を発するとともに¹、直轄学校に対しては、教師が勅語に示された「聖意」を「奉体」して生徒を「薰陶」すること、また、学校で生徒を集め勅語を奉読し、その意味を理解させることを求めた²。

また、教育勅語は修身の授業および教科書の内容を規定するものでもあった。1891年11月「小学校教則大綱」では、第二条で「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」³とし、さらに同年12月には「小学校修身教科用図書検定標準」によって、検定標準を「小学校教則大綱第二條ノ要旨及程度ニ適合セルモノタルヘシ」⁴と定めたのであった。このように、教育勅語は学校教育での活用が想定されていた。

明治20年代以降の近代産業の発展のなかで、初等教育の整備は進められ、1900年小学校令改正により4年間の義務教育制度が確立した。こうした教育制度の確立の過程において教育勅語が教育の方針として示されたものの、道徳教育をめぐる諸問題は解決した訳ではなかった。

これまで、明治後期の道徳や修身教授をめぐる議論の展開については、海後宗臣、久木幸男、森川輝紀、小股憲明らによる優れた先行研究の積み重ねがある⁵。海後は教育勅語発布後の教育勅語解釈や修身教科書の内容とその批評の実態について明らかにした⁶。また、森川は、明治30年以降の国民道徳論の再編成について論じている。「第一次世界大戦後の民主主義的諸潮流の高まりと拡がり、資質に危惧を持たれた大正天皇の登場」によって必要となった「伝統的国体論の再編成」に向けた井上哲次郎の取り組みについて分析した。森川によれば、井上は、「教育勅語の絶対性の強調は逆に国民の主体的実践と乖離するという勅語体制の現実を〔中略〕、常に時代的進展の中で認識しその修正をせまられていた」とされる⁷。久木は、教育勅語発布後の「教育と宗教」第一次論争および第二次論争の分析などのほか、複数の研究成果を通じて、教育勅語の権威の形成と動揺について論じた⁸。勅語発布直後は「知識層・一般民衆を問わず、教育勅語が重要な文書だという認識は余りなかった」

とし、その後、1892～1893年の「教育と宗教」第一次論争を通して勅語は国民の間で一定の権威をもつようになったが、1898年の西園寺文相による勅語改訂計画を筆頭に勅語撤回・修正論があらわれたとし、そうした権威の動揺を示す言説の一部を明らかにしている⁹。

上記先行研究で明らかにされている、修身教授をめぐる議論と教育勅語の権威の動揺を示す言説は、明治中期という時代のなかで関連しないまま並行して展開したのだろうか。あるいは、互いに関連しており、根源には共有された課題があったのであろうか。

本稿では、上記のような課題意識に基づいて、明治中期における道德教育に関する議論の展開を整理・分析することとしたい。それに際して、二つの観点を設定する。それは、第一に修身教授の教材や方法が不十分であるとする修身教授不振論、第二に教育勅語の時代不適合性についての指摘である。この二点はどのように展開したのか、互いにどのような関係にあるのかを考察することとしたい。

1. 明治中期の修身教授不振論

修身教授不振論については、教育勅語発布以前にも確認することができる。徳育論争と呼ばれる、加藤弘之が提案した小学校の修身科に宗教を用いるという方法案をきっかけとした論争がよく知られている。この論争に登場したのは、西村茂樹や能勢栄といった知識人のほか、教育雑誌のジャーナリストや読者であり、様々な論者が望ましい修身教授方法を提案したのであった¹⁰。この論争の後、教育勅語が発布されたが、徳育や修身の教授方法をめぐる議論は収束した訳ではなかった。

教育勅語発布からおよそ二年半が経過した1893年6月、当時文部省官僚であった澤柳政太郎は、「勅語と道德教育の関係」について述べた。そのなかで、教育勅語は「道德教育の方針を示され、道德教育の従って遵奉して往かなければならぬ所を示された」とした上で、「然しながら勅語は道德教育の全体を蔽ふ所のものでない」とした。つまり、「徳育の問題は、勅語の下ったのを以て、一定に帰したと云へない、勅語に挙げられたる、徳義を実行せしむるには如何にすべきかと云ふ、極めて困難なる問題が残って居る」と述べた¹¹。教育勅語に示された「徳義」をいかに実行させるのか、という課題は当時の教育に係る知識人たちに共有されていたと言える。

例えば、1893年に帝国大学総長を辞任した加藤弘之は、翌年4月に『小学教育改良論』という著作を発表した¹²。加藤は明治初期の開明的な思想家として知られた政治法律学者であったが、1887年の演説が徳育論争を呼び起こしたように、教育関連の論説を多く発表した人物であった。『小学教育改良論』は東京府教育会、横浜市教育会等の依頼で小学校教育の二大問題について演説した概要をまとめたものである。このなかで、「徳育の土台の確定せざるより生ずる所の困難及ひ之を排除すへき方案」を論じた。加藤は、教育勅語が発布されて三年以上経過した時期にもかかわらず、「今日にありて確定の徳育主義は殆ど絶無

と云ふも可なる有様なり」、また「吾か邦の今日は宛かも徳育裸体の時と云ふも可なる有様なり」と徳育の現状を説明している。日本のように徳教の土台がなく、「凡庸輩」が編述した修身教科書によって徳育を施すことは「実に小学校教育の一大欠典」と述べ、文部大臣や学者がその国の徳育主義を新たに定めることも出来ない、とした¹³。このように論じた後で、「但し猶茲に一の望みなきにあらず」としてようやく教育勅語について取り上げる。加藤は、教育勅語は「吾か万世一系なる聖天子の御教旨即ち御命令なれば吾輩日本臣民か此詔勅に対せる感情は非常に大なるもの」とし、「此御教旨によりて徳育を施すこそ至当のことなるへしと考ふるのみならず其効力も亦決して之れに及ふものあるへからざるなり」¹⁴と論じた。つまり、教育勅語に基づく徳育を施すことは至当のことであり、その効力もこれに及ぶものは他にないという。加藤は、教育勅語をどのような方法で徹底するかが問題であり、「今日の徳育の方法にては到底御教旨を貫徹せしむること能はざる」とし、その方法の改善を求めたのであった。

最終的に加藤が提案したのは、修身教授の担当を「威厳と徳望」とを具せる教員とすること、「修身読本」の廃止であった¹⁵。後者については、「其文章の習読を必要とすることゝなるか故に専ら文章上のみ意を用ふるに至り文章さへ覚ふれば安心する様なる次第となりて肝心なる修身の事柄は却て粗漏となるの恐れ」がある、と説明している。従って、修身教授においては教科書を用いず、「修身教員となるものは専ら詔勅に基き自ら実践躬行するを旨となし只管御教旨を實際上に貫徹せしむる様心掛けざるへからず」¹⁶とし、教員の指導法の改善に教育勅語の趣旨徹底の方策を見出そうとした。

こうした加藤の提案を受けた反応を教育ジャーナリズム上で確認することができる。伊澤修二は小学校長が修身の授業を担当することはすでによく行われていることを指摘し、学級を受け持つ教員以外の別の人物に修身を担当させるとは「実に無考なるに驚かざるを得ぬ」と批判した¹⁷。伊澤は、そのようなことをしては学校の管理が行き届かないし、算術や地理の教授にしても修身と関係のないものはないと述べた。当時、文部省行政官を辞して民間にあり、教員団体である国家教育社を結成していた伊澤は、教育の現場の視点に基づく批評をした。

伊澤のように教育の現場の視点に立ち、修身科教授の具体的方法について論じる論説は、教育ジャーナリズム上に断続的に確認することができる。その背景には、修身教授方法の変更による混乱もあったと推察される。1893年8月、文部省は小学校修身教授に関する訓令を発し、「修身ノ教ハ専ラ師道ニ由テ挙ルコトヲ得ヘク一篇ノ教科書ニ依頼シ数時間ノ誦読ヲ以テ満足スヘキニアラサルナリ」として、尋常小学校においては教科書を用いず、口授法によって教授することを可能としたのであった¹⁸。修身教科書の使用については、森有礼文政期の1887年5月に、地方長官に対し修身科の教科書を採定しないよう通牒がなされ¹⁹、その後、大木喬任文政期の1891年11月にこれが否定され、「殊ニ修身ニ於テ多数ノ教員ノ腦裏ニ一任シテ教科書ヲ定メサルカ如キハ其当ヲ得サルモノトス」として「適実善良ナル教科書ヲ選定スルヲ要ス」とされた²⁰。こうした度重なる変更が教育の現場に混乱をも

たらしめたことは容易に想像できる。さらにこれに加えて、海外の教育思想の影響による新しい教授法の導入もあった。教育勅語発布後の修身教科書の特徴は、教育勅語に準拠して編集された徳目主義から、明治30年代には修正され、人物主義の教科書の時代へとその特色が変化されると言われる。これはヘルバルト学派の教育思想の影響によるもので、「児童の興味を喚起することに授業方法上の重点がおかれた」²¹のであって、修身教授方法の議論に影響を与えることとなった。

修身教授方法について論じた論説を『教育時論』、『教育報知』誌上から見てみよう。1895年8月に『教育時論』に掲載された「修身科教授私案」の筆者は、「修身科ノ教授法ハ、尤モ其方法順序ヲ欠キ、漠然ノ間ニ其教授ヲ了スル者ハ、実ニ今日ノ通患ナリ」と現行の修身科教授法を厳しく批判した上で、小学校においては、「経験的教授法」に依るべきとして、日常的な経験に基づいて説明を行うことを提案している²²。

1899年7月に『教育報知』に掲載された「修身科教授愚案」は、小学校での実践例を紹介している。それによれば、「修身科教授に於ては、必ず軌を勅語に求め、範を聖語に資るを以て本とせり」として、修身科教授は教育勅語に基づいて行われているという。具体的な方法は、「該科教授の時間必ず勅語を奉掲し（別に黒板大の幅に謹書しおきて）如何に雑駁の項に渉り如何に乾燥の例話を挙げざるべからざるもこれに拠りて演繹し、これに基きて帰納し、或は拝読せしめ或は謹講せしめ」というものであった。こうすることで、「終始一貫、拳々服膺常に聖語を離れざらしめ常に勅語を忘れざらしめ、修身即ち勅語、勅語即ち修身と、知らず識らずの間、彼等児童の脳底に鐫刻し以て品性教養の目的を達せんとす」²³という。この筆者は、修身教授の最大の課題は教育勅語の趣旨をいかに児童に内面化させるかであると考えていたと言えよう。

同年同月に発行された『教育時論』には、東京師範学校で学び、埼玉県師範学校教諭兼附属小学校監督を務め、1888年より学習院で教鞭を取った藤井長蔵の「修身倫理の教授法（特に例話の価値）につきて」という論説が掲載されている。藤井は、教育勅語は「法則」であって、「之を活用し之を實踐するは実に教育者の責任なり」とする。例話を行う際には、「日常卑近の一言一行は悉く皆高尚なる理想円満なる道徳に達する一連鎖」とみなして、「日常卑近の事実も又これ高尚なる事業の一部分なりと認めしむべし」と教員に注意を促した²⁴。

1901年1月にも、学校名は不明だが、附属小学校での実践紹介を『教育時論』に見ることができる。「吾が修身教授」と題された論説において、筆者は「小学校に於ての修身教授を如何に為すべきかてふ問題は理論問題に非ずして寧ろ實際問題なのである」として、「つまりは児童をして能動的実践躬行に最も有力なる方法こそ最も適良なる教授の方法であらふと思う」と述べる。つまり、修身教授における課題は、児童にいかに道徳的な行為を実行させるかであるとする見解が示されている。筆者が行っている実践は、「各年級に応じて修身綱目」を定め、これを実行させるというものである。この修身綱目は例えば「しせいを正しくせよ」、「きまりをよく守れ」などといった具体的な行為の指導に役立つもので、児童に「絶対的に守らさねばならぬもの」である。「これは実に伝記昔噺と相並び相俟ちて其効を挙ぐ

る」という²⁵。

このように、修身教授方法をめぐる論説は、実践報告も含めて断続的に確認できる。これら論説の多くに共通していることは、教育勅語の内容そのものを問うことはなく、これを絶対的な前提としていること、そしていかにすれば児童に道徳的行為を実行させることができるかという課題のもとに、具体的な教授方法に関する議論に終始していることである。

澤柳や加藤の議論においても、教育勅語そのものは絶対的な道徳原理として扱われており、いかにこの原理を児童に内面化させ、この原理に基づいた行動へと導くことができるのか、その方法が問われていたのであった。

2. 教育勅語の時代不適合性についての指摘

1) 教育勅語撤回風説と中島徳蔵の道徳論

前節で見たような修身教授の不振という教育界の認識を背景として、検定制度に基づく修身教科書の使用に対する批判が帝国議会の議論のなかに複数回にわたって登場した。例えば、1899年3月の衆議院において提出された「小学校修身書ニ関スル建議案」では、修身教科書は、「初学ノ子弟ヲシテ道義徳性ヲ涵養セシメ彝倫綱常ヲ教導スルノ軌軸」であり、「忠孝愛国ノ精神ヲ啓発」し、「国家ノ文明ヲ進メ富強ニ致ス」ものであるにもかかわらず、修身教科書が小学校によって異なり、授業の方針も様々であることを問題視した。「德育帰一」を目指すために国定教科書編纂が求められたのであった²⁶。

こうした批判を受けて、1900年4月には、文部省内に修身教科書調査委員会が設置され、小学校修身教科書の国費編纂に着手することになった。委員長には加藤弘之、委員には高嶺秀夫、井上哲次郎、澤柳政太郎らを置いた。これら調査委員の下に置かれた起草委員には、中島徳蔵、乙竹岩造らが任命されたが、中島は1901年5月に囑託を解かれ、後任は吉田熊次が務めた²⁷。委員会は1900年4月より開かれ、数回の会議を経て修身教科書編纂の旨趣を議了し、同年10月末に起草委員より提出された尋常小学修身教科書編纂の方針について熟議し、翌年4月より本文を起稿し逐次編纂を進めたとされる²⁸。

起草委員であった中島が一年間ほどで任を解かれた背景には、在任中に教育勅語撤回を論じたとする風説が当時のジャーナリズムを賑わせ、さらには帝国議会における質問にまで発展したことがあった²⁹。例えば、『富士新聞』では、「国文修身書の編輯起草委員に中島某なる者あり」として中島の名前を掲載し、「欧州思想の旧弊学流に心酔し、常に教育勅語の撤回を口にして、毫も忌憚する所なき者」と報じた³⁰。他方で『教育時論』ではこの件を「教育勅語撤回の風説」と報じ、「吾等は、固より狂暴の風説を信せず、又之に関して云々するの、却て皇室に対し奉りて、不敬にわたらんことを懼るゝ」としてこの教育勅語撤回に関する報道はあくまで「風説」に過ぎないとする態度を明らかにしている³¹。

こうした状況を受けて、第15回帝国議会衆議院では、教育勅語撤回事件の真偽について

議論されることとなった。1901年3月19日、第15回帝国議会衆議院では、「勅語ニ対シ近來數種ノ新聞雜誌ニ顯レシ所ノ撤回説ナルモノアリ實ニ恐懼ニ堪エサル次第ニシテ不聞ニ置ク能ハス依テ之カ事實ノ有無ヲ糺シ明答アランコトヲ望ム」とする質問書が提出された³²。同月23日、文部大臣松田正久は、「數種ノ新聞、雜誌ニ於テ文部省中ニ教育ニ関スル勅語撤回ノ議アリタリト云ヘルハ事實全く無根ナリ又文部省職員中嘗テ此ノ如キ説ヲ唱ヘタル者ナシ」³³と答弁し、事実無根であると回答したのであった。

この教育勅語撤回風説事件について詳細な検証を行った小股憲明は、主席起草委員であった中島が「智仁勇を中心徳目とする方針を他の委員に説明するさいに、とうぜん教育勅語の徳目との関連が問題となり、そのさい自己の倫理的立場からする教育勅語批判、ないしはその不十分性の指摘がなされたであろう」、そして「このような中島の方針は、保守派の憤激をかい、教育勅語『撤回』案だとのレッテルが貼られた」と推定している³⁴。

中島の委員会での具体的な発言内容は不詳であるが、同時期中島の中島の論説から彼の道徳論を検討してみたい。中島は、群馬県の小学校で教員として勤務した後、帝国大学哲学科で学び、1897年より井上円了が創設した哲学館において講師として倫理学を教授した。1900年8月に文部省修身教科書起草委員に任命されたのにもない、哲学館を辞したが、翌年には、起草委員の任を解かれたため哲学館に復職した³⁵。

1900年1月、丁酉倫理学会学術演説会で日本人の国民性について論じた中島の講演内容を見てみよう。中島は、「私共は封建制度の結果として、即ち政治的他律主義の御蔭として、阿諛と云ふやうな性質を得るようになり、又従って無智、無気力と云ふやうな性質を得るやうになった」とし、日本国民には相手の顔色をみてへつらう性質があることを指摘する。しかし、「今日となって見れば、此れではならぬの声が、上下四方に満つ様になって来たのは無理ではない」とし、そのような性質は、「優勝劣敗の烈しい世界競争場裏に於ひて、到底互角の勝負は出来ぬに極て居る」という。さらに次のように日本国民の性質の欠点について論じた。

自由と云ふ信念が欠けて居ったが為めに、主張がなく、気力が無く、権利思想が無く、社会的と云ふ思想が欠けて居ったが為めに、団体の觀念がなく、義務の感想がなく、利害の明識がなく、陽に他律的な教の注文に応じたる様にして、陰には却て之に抵抗し、之を敗懐しやうとする偽善的風習を拵ひたのではあるまいか³⁶

中島は日本国民の性質を改良するには「自由な、社会的な我と云ふ思想による外はなからう」と考えたのであった。中島が、「自由と云ふ信念」や「権利思想」を重視する市民社会の形成を目指していたことが窺える。

また、私立学校哲学館が組織した東洋学会の機関誌『東洋哲学』誌上には、中島の「私立学校の可否について」と題された論説が掲載されている³⁷。1900年11月5日発行の同誌掲載のこの論文は、哲学館同窓会懇親会での講演の大意をまとめたものである。

中島はこの講演で「我国の道徳の性質の不完全」について触れた。中島の考えによれば、儒教的道徳を教える国の道徳の最上の目的は、「仁義礼智信の五常」であるという。「人た

る者は仁なれ人間としては義なれと云ふことは、人に対して律の意味を有して」おり、即ち「束縛の性質」がある。換言すれば、「人を五常にて束縛し終るのが、日本道德の終局目的であった」という。また、中島は、日本に普及している宗教である「仏教は根本的に人を束縛し了るの性質」であるとする。仏教においては涅槃という「世間を超脱し了った当処」、あるいは「非社会的の処に存在するもの」が「人生に対する最大理想最終目標」であり、「人生をこの方面に指導教化する」という。

従って、このような儒教や仏教に基づく教育のもとに作られた人間は、「勢ひ非社会的の傾向を帯ぬと云ふことが出来ぬのである」と中島は考え、このような環境にあって、「日本国民間には誰一人絶対的に意志を活動する確乎とした者がないと云ひ得らるゝ」とし、「目覚しき程の大活動を為し得ぬ性格である」と論じる。中島は、こうした「悪遺伝」を除去する一つの最高手段として私立学校の教育があると主張し、官公立学校の生徒よりも厳しい環境に置かれ、逆境のなかで「自己の頭脳一のみとの大なる衝動を起さざるを得ない」という。この演説で説かれている儒教の五常が教育勅語の徳目と置き換えて捉えられた場合、これは教育勅語を批判した言説であると認識されるであろう。起草委員在職中にこのような講演内容を雑誌上で公表していた点は注目に値する。

このように中島の道德論は、旧来の服従する国民の育成を批判するとともに、自らの権利を理解して主体的に行動する市民の育成を目指すものであったと推測することができる。そして、それは教育勅語に示された天皇に対する忠義を基本とする道德原理と相容れない部分を持つと同時に、教育勅語の時代不適合性を前提として展開されたものであったと考えられる。

2) 帝国主義教育論と第二次教育勅語案

教育勅語の時代不適合性は、日清・日露戦間期に複数の政治家や知識人に認知されるようになった。1870～1890年代におけるイギリス、フランス、ドイツなどの欧米列強の東方への進出といった19世紀末の世界における帝国主義のなかで、日本は強い危機感を抱き、自国の独立と勢力圏の拡大を大きな目標とした。日清戦争に勝利した後、獲得した賠償金は、軍備増強、鉄道拡張、官営製鉄所の設立などの戦後経営に費やされ、これに伴って民間企業も発展を遂げることになった。こうした日清・日露戦間期にあって、教育政策においては、1894年の実業教育費国庫補助法に見られるように、実業教育の振興が図られた。

産業発展に伴い学校教育によって育成されるべき人材像は新たな展開を迎え、教育の方針の転換を求める声が挙げられた。1894年10月第二次伊藤内閣の文部大臣となった西園寺公望が「世界主義」と呼ばれる教育方針を打ち出したことはよく知られている。西園寺は、1895年3月の高等師範学校での訓示において、「固陋ノ偏見ヲ打破シ、世界ノ文明ニ伴ヒテ教育ノ精神ヲ進メ、以テ其ノ学ヒ得タル所ヲ実地ニ活用」するよう説いた。それにあたって、「忠孝ヲ説キ、或ハ古人奇僻ノ行ヲ慕ヒテ人生ノ模範ト為サント欲スル者」は、「文明ノ進途ニ障碍ヲ与フル少カラス」とし、「東洋ノ陋習ニ恋々」³⁸としている者を批判したのであ

た。こうした西園寺の教育論は「世界主義」と呼ばれ、複数の新聞で取り上げられることとなる。しかし、『教育時論』の記者が「世界主義」に関して談話を求めたところ、その真意について次のように語っている。

長く東洋の狭隘なる思想を墨守し、唯我独尊の氣象によりて、他の国民を凌蔑し、又は世界の文明と共に発達することを忘るゝときは、必ず国家に不幸なる結果を来すことあるべし。〔中略〕近代の文明に後れざることゝ、海外の事情に通ずることゝは、我が国民が後來に務めざるべからざる所なり³⁹

西園寺は、自身が主張したのは、世界の文明と共に発展することや、「海外の事情に通ずること」であると述べた。さらに、「世界主義」と世間から呼ばれるものは「国家主義」に反する考えではなく、また「大和魂」に反対したものでもないと弁明した。

この西園寺の弁明は、「世界主義」がジャーナリズムで批判を受けたために、かつては「東洋ノ陋習」という言葉で表した儒教主義への批判を弱め、穏健な内容に修正されているものと考えられる。こうした穏健な「世界主義」に基づく教育論は教育ジャーナリズムにおいても広がりを見せていた。1896年12月発行の『教育時論』には記者が執筆したと思われる「徳育論の一変調」と題する記事が掲載されている。

この記事では、「近時勅語教育の方法が、大に形式的に流れたるは、吾等の夙に攻撃せし所」として、修身教授が形式的なものに陥っているという批判を行っている。その上で、徳育にはさらに大きな課題があるという。それは、国民の「性情」を改めていくということであり、西園寺がそうした「一変調を与へんと力めたる者」の一人であるとする。記者は、西園寺の主張を「務めて固陋の見を去り、此日進の世に処すべき博大聡明の徳義を養成することを目指すものとして理解しており、「立派なる一種の意見」として評価した⁴⁰。

1900年4月発行の『教育報知』の社説では、「我国の教育方針は如何」と問い、「先づ我が国状の如何を考査し、我国の世界に於ける位置を攻究せざる可らず」とし、現在の国状に適した教育方針を立てる必要性を論じる。そして、「日本は今や世界の一大国民として、世界の活舞台に立ちつゝある」として、次のような国民像を示した。それは、「日本国民としての特色を保ち、日本国民としての義務を忘れず、日本国民として日本の発達進歩を計ると共に世界の一市民として、世界の国民と共に、世界の文明と、平和と、利益とをを図るに差支なからしむるにあり」⁴¹というものであった。

こうした穏健な「世界主義」に止まらず、欧米列強の東方進出という国際情勢を念頭におきつつ、アジア諸国の独立を意識した教育論も展開されていた。1899年1月、東京府知事、帝国大学初代総長などを歴任した後、政治家として活躍した渡邊洪基は、列強国と互角の地位を保持するためには、「新教育の方面を開くことの切要を観る」と述べた。渡邊は、「列国相對峙し渾円球上相交通する際に於て唯に自国の国体歴史のみを明らかにし殊に列国の事情を知らざるに於ては所謂攘夷国の余習に陥り排外自尊の傾きを生じ列国相互間の円滑を欠くに至る」とし、列強国と対峙するために必要な教育を求めた。それは、「国民的徳育を養成するの外世界的共通の徳育を漸々涵養せざるべからず」という教育方針で表される。

渡邊は、「一方は国民的教育を独立して本国歴史の上に立て一方には世界的普通教育主義を取りて世界に対して益優勝の位置を取らざるべからず」と論じ、従来の「国民的教育」に加えて、「世界的普通教育主義」を取り入れる必要性を主張した⁴²。「世界的共通の徳育」、あるいは「世界的普通教育主義」の具体的な内容は詳らかでないが、既存の教育方針の時代不適合性が指摘されようとしていることは明らかである。

また、雑誌『太陽』の主幹を務め、評論活動を行っていた浮田和民は、「帝国主義の教育」を論じたことで知られている。浮田が論じた帝国主義は、軍事的、かつ強制的な民族の同化を否定し、各国の独立を求めるものであった。浮田は、日本の帝国主義のあるべき姿について次のように論じている。

先づ国内に於て帝国主義の精神も以て人民を教育し、国外に於ては人民をして自由に世界の各所にありて産業上の利益を享有せしめ又た国際政治上に於ては其の能ふ限りに於て極東諸国の独立を維持し其の革進を促がし、其の結果として東西両洋の文明を融合せしめ万国史上に一大新時期を開き世界文明の爲めに貢献する所あらんことを期せざる可からず⁴³

浮田の帝国主義には上記のような平和主義的な性格を見ることができが、しかしながら、やはりそれは「日露開戦をひかえての対外強硬論に拍車をかける以外の何物でもなかった」⁴⁴とも評価されている。

では、「帝国主義の教育」とはどのようなものか。浮田は「帝国主義の外交政策を実施する前に大に帝国主義の教育を実施して日本人民の国民的精神を鍛錬開発する必要あり」と考えていた⁴⁵。浮田は「帝国主義の教育」について次のように説明する。

第一に「国民教育は、経済的実学を主要と為さざる可からず」と主張する。すなわち、「帝国主義の教育」は、経済学のみを学ぶという意味ではなく、それは実用的教育であるべきだと唱えた。こうした教育の成果として経済的な利益を得ることができるが、それは「自国の利益を増進すると同時に、我が帝国主義の範囲内に属する外邦人民の利益をも増進せざる可らず」という。

第二に、「帝国主義の教育は倫理的ならざる可らず、道徳的ならざる可からず」⁴⁶とする。浮田は「服従主義の道徳」よりも、「自由主義の道徳」であるべきだと説く。もし終身日本国内にのみ生存するのであれば、「形式的道徳」あるいは「習慣的道徳」でよいし、「奴隸的人民」を育成しようとするなら「服従主義の教育」でよいだろう、と浮田は述べた上で、しかし、現代の日本人は、「亜細亜四億人の人民を啓蒙誘導」する役割があり、南アメリカ、南洋諸島に進出しているのであって、「自主独立の人格を養成するは、教育の主眼」であるべきだと主張した。すなわち、「帝国主義の道徳は内部的道徳、精神的道徳たるを要す。被治的道徳ならずして、自治的道徳ならざる可からず。依頼的道徳ならずして、自主的道徳ならざる可からず」⁴⁷とし、他律的な道徳ではなく、自律的な道徳を求めたのであった。

浮田が奨励した「自由主義の教育」、「自主的道徳」なるものは、天皇に対する忠義を支柱とする教育勅語の道徳理念や、その徳目に従って児童を教授する修身教育に対する批判の

要素を含むものであったと見ることができよう。

花井信は浮田の1908年の論説を取り上げて、そこにおける「忠孝道德への批判が、単にその服従道德という性格へのそれとして終わらずに、その精神である祖先崇拜にまで徹底している」ことを指摘し、それは「勅語への疑問と結びつく性質のもの」であったと指摘した。花井は、「大勢として西洋文明化し個人主義の思想が流入している時期において、勅語の精神が国民の道德的規準として有効であるか、という批判であった」と分析する⁴⁸。こうした教育勅語の時代不適合性についての浮田の認識は、すでに日清・日露戦間期に確認できるのである。

当該時期における教育勅語に関する議論として見過ごせないのが、西園寺公望が準備したとされる第二次教育勅語案である。これについては、小股憲明が綿密な検証を行っている。小股は、第二次教育勅語案作成の経緯について、西園寺が文相在任時の1896年前半、「かねてから考えていた教育方針、とりわけ条約改正と日清戦後という新たな時代状況に即した教育方針の確立を果たすべく、省内の誰にも相談せず、『第二次教育勅語』の必要性を先ず天皇に説き、その内諾を得た」⁴⁹と推定している。

小股の検証の段階で、勅語案の草案などの直接的な資料は発見されていなかったが、その後、発見された西園寺が作成したとされる草稿には、「朕曩キニハ勅語ヲ降タシテ教育ノ大義ヲ定ト雖モ、民間往々生徒ヲ誘掖シ後進ヲ化導スルノ道ニ於テ其歩趨ヲ誤ルモノナキニアラズ」と記され、天皇が一人称で国民に語る勅語の形式となっている。その内容は、教育勅語が発布され、教育の大義が定められたといえども、民間にあっては、生徒を導くにあたってその進み具合を誤っている者がいる、と指摘し、「今ニ於テ之ガ矯正ヲ図ラズンバ他日ノ大悔ヲ来サルヲ保セズ」として、「矯正」を求めるものであった。その批判の対象となっているのは、「外ヲ卑ミ内ニ誇ルノ陋習ヲ長ジ」たり、「人生ノ模範ヲ衰世逆境ノ士ニ取り其危激ノ言行ニ仿ハン」としたりする者である。これらの者の導きは「恭儉己レヲ持シ」、「博愛衆ニ及ホス」といった教育勅語に示された趣旨に添わないものであるという。これらの徳目は、「戦後努メテ驕泰ヲ戒メ謙抑ヲ旨トスルノ意」、つまり、戦後に驕り高ぶることを戒め、謙虚な態度を求める意向を示しているのであるとした。戦後とは、後の文章に条約改正について触れる箇所があることから、日清戦争後のことを指していると考えてよいだろう。

そして、現在の状況について、「今ヤ列国ノ進運ハ日一日ヨリ急ニシテ東洋ノ面目ヲ一変スルノ大機ニ臨ム」とした上で、「条約改訂ノ結果トシテ予国ノ臣民が来テ生ヲ朕ガ統治ノ下ニ托セントスル期モ亦目下ニ迫レリ」とし、不平等条約の改正に伴い、友好国の人々が天皇の統治の下に身を置く時期も迫ると説明している。先に紹介した、第二次教育勅語案が1896年前半に準備されていたという小股の推定は正しかったと言えよう。そして「臣民」に対して、「予国ノ臣民ニ接スルヤ丁寧親切」にするよう求めた。このように日本は「発達ノ時」であるという時代の認識を前提として、示された徳目は以下の通りである。

藹然社交ノ徳義ヲ進メ、欣然各自ノ業務ヲ励ミ、責任ヲ重シ、輕驕ノ挙ヲ戒メ、學術技

芸ヲ火東磨シ、以テ富強ノ根柢ヲ培ヒ、女子ノ教育ヲ盛ニシテ其地位ヲ嵩メ夫ヲ輔ケ子ヲ育スルノ道ヲ講セサル可カラズ⁵⁰

「富強ノ根柢」を培うため、穏やかな社交の徳義を進めること、各自業務に励むことなどが求められ、また、夫を助け、子を育てるために女子教育を盛んにすることが求められている。そして、このように「朕ガ日夜軫念ヲ勞スル所以ノモノハ、朕ガ親愛スル所ノ臣民ヲシテ文明列國ノ間ニ伍シ、列國ノ臣民ガ欣仰愛慕スルノ國民タラシメント欲スルニ外ナラズ」という。つまり、「朕」がこのように心配しているのは、列國に肩を並べ、列國の人々に敬愛される國民にしたいと欲しているからであるという。このように、この第二次教育勅語案は、先に發布された教育勅語を否定するものではなく、これを前提とした上で、新たに求められる國民の資質―時勢に即した國際性―を追加したものであったと理解できよう。

小股は、西園寺による第二次教育勅語計画のほか、伊藤博文「教育勅語追加ノ儀」で知られる「教育勅語追加」案、および牧野健次郎「先朝遺文」に記されている「教育勅語撤回」説を併せて検討し、これらは日清・日露戰間期に登場したものと推定した上で、「教育勅語は、主に日清・日露戰間期における支配層内部において、一般に信じられているほどに万能視されていたわけではなく、その限界が強く意識されるという不安定な側面をも有していたとせねばならない」と考察している。さらに、「『戊申詔書』に先立って、一部『戊申詔書』の内容とも重なりながら、それとはかなりベクトルを異にするおそらく複数の「新教育勅語」案ないしは「教育勅語追加」案が存在していた⁵¹とし、これらの新教育勅語案や追加案は、教育勅語の時代不適合性を補おうとするものであり、そうした試みは戊申詔書に繋がるものであったとした。

おわりに

これまで見てきたように、修身教授不振論は、教育勅語を絶対的な道德原理として設定しており、一見、その時代不適合性を指摘する議論とは直接関係のないように思われる。しかし、教育勅語撤回風説事件で確認されたように、修身教科書編纂の過程において、教育勅語に示された道德原理の批判や、その時代不適合性への指摘がなされた可能性があった。渦中の人物であった中島は、修身教科書調査委員会起草委員在職中に教育勅語批判と提えられかねない論説を發表していたのである。

修身教授不振論は、教育勅語を絶対的なものとした上で、いかにこの原理を児童に内面化させ、道德的行為を実行させるかを課題とするものであった。この課題への取り組みとして修身教授の改良が図られようとしたとき、政策決定のレベルにおいて改めて教育勅語の道德原理が問われることになったのであった。これは、日清・日露戰間期という時代の要請を背景としながらも、教育勅語の道德原理の絶対性への根本的な疑問が横たわっていたと理解されるべきだろう。小股の指摘によれば、教育勅語の時代不適合性を補おうとす

る取り組みは戊申詔書へと繋がるものとされるが、その後の時代においても教育勅語の時代不適合性あるいは非絶対性は、修身教授不振論が教育の現場で論じられ、その改善を政府が図ろうとする度に頭をもたげたのではないか。その検証は今後の課題としたい。

注

- 1 文部省訓令第8号(1890年10月31日、北海道庁・府県宛)『法令全書』明治23年、内閣官報局。
- 2 文部省訓令(1890年、10月31日、直轄学校宛)『法令全書』明治23年、内閣官報局。
- 3 文部省令第11号(1891年11月17日)『法令全書』明治24年、内閣官報局。
- 4 文部省編『明治以降教育制度発達史』第3巻、龍吟社、1938年、732頁。
- 5 近年、道德教育に関する論説を集めた資料集成も刊行されている(貝塚茂樹監修『文献資料集成 日本道德教育論争史』第1期、日本図書センター、2012年)。
- 6 海後宗臣「教育勅語煥発以後に於ける小学校修身教授の変遷」海後宗臣編『海後宗臣著作集』第6巻、東京書籍、1981年。
- 7 森川輝紀『国民道德論の道一伝統と近代の相克一』三元社、2003年。
- 8 久木幸男編『日本教育論争史録』第1巻 近代編(上)、第一法規、1980年。
- 9 久木幸男「明治期天皇制教育研究補遺」『佛教大学教育学部論集』第6号、1995年、久木幸男「江原素六教育勅語変更演説事件」『佛教大学教育学部論集』第4号、1992年。
- 10 久木幸男他編『日本教育論争史録』第1巻 近代編(上)に知識人とジャーナリストの論説が掲載されている。その他、教育雑誌に投稿された読者の意見については、拙著『『徳育論争』の再検討—教育勅語発布直前の道德教育をめぐる議論の検証から—(桜美林論考『心理・教育学研究』第9号、2018年3月)で取り上げている。
- 11 澤柳政太郎「勅語と道德教育との関係」『大日本教育会雑誌』129号、1893年6月。
- 12 加藤弘之『小学教育改良論』哲学書院、1894年4月。
- 13 加藤弘之、前掲書、52-58頁。
- 14 加藤弘之、前掲書、58-59頁。
- 15 加藤弘之、前掲書、59-66頁。
- 16 加藤弘之、前掲書、67頁。
- 17 伊澤修二「加藤文学博士の『小学教育改良論』を駁す」『大日本教育会雑誌』152号、1894年8月1日。
- 18 文部省訓令第9号(1893年8月23日)『法令全書』明治26年、内閣官報局。
- 19 文部省『明治以降教育制度発達史』第3巻、1938年、720頁。
- 20 文部省訓令第5号(1891年11月17日)『法令全書』明治24年、内閣官報局。
- 21 「修身教科書総解説」海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻 修身(3)、講談社、1962年、612頁。
- 22 高槻未知生「修身科教授私案」『教育時論』373号、1895年8月25日。
- 23 佐藤清一郎「修身科教授愚案」『教育報知』第617号、1899年7月25日。
- 24 藤井長蔵「修身倫理の教授法(特に例話の価値)につきて」『教育時論』第514号、1899年7月25日。藤井の経歴については、『教育人名事典I』下(日本図書センター、1989年)を参照した。藤井はその後、1901年に三重県立高等女学校長、1905年に三重県立第四中学校長を歴任した。
- 25 福寄幸三郎「吾が修身教授(上)」『教育時論』568号、1901年1月25日。
- 26 第13回帝国議会議院議事速記録第40号(『官報』号外、1899年3月3日)。
- 27 文部省『国定教科書編纂趣意書』1904年所収の小学修身書編纂趣意報告による。
- 28 同上。
- 29 小股憲明「教育勅語撤回風説事件と中島徳蔵」『人文学報』67、京都大学人文科学研究所、1990年のほか、佐藤秀夫編『教育 御真影と教育勅語I』(続・現代史資料8)みすず書房、1994年に関連

資料が掲載されている。

- 30 「不敬漢あり 教育勅語の撤回を唱ふ」『富士新聞』第435号、1901年2月1日（佐藤秀夫編『教育御真影と教育勅語Ⅰ』（続・現代史資料8）所収）。
- 31 「咄咄怪事（教育勅語撤回の風説）」『教育時論』1901年2月15日。
- 32 第15回帝国議会衆議院議事速記録第15号（『官報』号外、1901年3月20日）
- 33 第15回帝国議会衆議院議事速記録第19号（『官報』号外、1901年3月24日）
- 34 小股憲明「教育勅語撤回風説事件と中島徳蔵」『人文学報』67、京都大学人文科学研究所、1990年12月、159-160頁。
- 35 中島徳蔵先生学徳顕彰会編『中島徳蔵先生』1962年、中島徳蔵は1900年当時、哲学館で倫理学の講師を務めていた（『東洋大学百年史』資料編Ⅰ・下、1989年10-12頁、『東洋大学百年史』通史編Ⅰ、1993年、984頁。）。
- 36 中島徳蔵「天上天下唯我独尊」『丁西倫理会講演集』1900年5月13日所収。
- 37 中島徳蔵「私立学校の可否について」『東洋哲学』第7編第11号1900年11月5日。哲学館は1887年7月に「哲学諸科ヲ教授」することを目的として設置願を東京府知事に提出した。その後、専門的な研究体制が徐々に整えられ、1894年に研究活動の場として東洋哲学会が組織された（東洋大学創立百年史編纂委員会 東洋大学井上円了記念学術センター編『東洋大学百年史』通史編Ⅰ、1993年）。
- 38 『官報』3525号、1895年4月4日。
- 39 「西園寺文部の談話」『教育時論』370号、1895年7月25日。
- 40 「徳育論の一変調」『教育時論』421号、1896年12月25日。
- 41 『教育報知』社説 631号、1900年4月5日
- 42 渡邊洪基「今後の国民教育の要素」『教育報知』第620号、1899年1月25日
- 43 浮田和民「日本の帝国主義（下）」『国民新聞』3395号、1901年4月9日。
- 44 堀松武一『日本近代教育史』理想社、1959年、237頁。
- 45 浮田和民「日本の帝国主義（下）」『国民新聞』第3395号、1901年4月9日。
- 46 浮田和民「帝国主義の教育（四）」『国民新聞』第3468号、1901年7月3日。
- 47 浮田和民「帝国主義の教育（五）」『国民教育』第3469号、1901年7月4日。
- 48 花井信「帝国主義形成期浮田和民の教育論」『教育学研究』第41巻、第1号、1974年3月。
- 49 小股憲明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」『人文学報』64、京都大学人文科学研究所、1989年。
- 50 立命館大学西園寺公望伝編集委員会編『西園寺公望伝』別巻二、岩波書店、1997年、145頁。この草稿は1994年に発見され、誰の筆跡であるか判然としないという（同書、389頁の解題による）。
- 51 小股憲明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」98頁。